

たじっこクラブ 運営基準

平成29年4月1日

多治見市

たじっこクラブ運営基準

1. 総則

(1) 基本方針

- ① 本事業は、公金で賄う多治見市の事業である。
- ② 本事業は、法人に委託する。
- ③ 受託事業者は、多治見市教育委員会（以下教育委員会）が定める方針、運営基準を遵守し、教育委員会は管理監督・指導を行う。

〈注〉上記の③に従わない法人は、委託契約を解除することができる。

(2) 事業の目的

- ① 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校就学児に対し、放課後並びに土曜日及び長期休暇等の学校の休業日に、家庭に代わり適切な遊びや生活の場を与えること及び教育的な支援をすることにより、児童の健全育成や安全の確保を図るとともに、子育て家庭の保護者が安心して働ける環境をつくる。
- ② 活動場所を学校敷地内とし、教職員の気配の感じられる場所で子ども達の安心感を高める。
- ③ 学校活動中と同様に、クラブの児童もその学校に通う児童であるため、教職員と積極的に連携を図り、子ども達の育ちを支える。

(3) 事業内容

育成事業は、実施日の実施時間内において、以下の事業を行う。

- ① 利用児童の健康管理及び情緒の安定の確保
- ② 出欠確認をはじめとする利用児童の安全確認並びに活動時、来所時及び帰宅時における安全確保
- ③ 利用児童の活動状況の把握
- ④ 遊びの活動への意欲及び態度の形成
- ⑤ 遊びを通しての自主性、社会性及び創造性の育成
- ⑥ 連絡帳等を通じた家庭との日常的な連絡及び情報交換の実施
- ⑦ 家庭及び地域での遊びの環境づくりへの支援
- ⑧ 学習、生活指導等の教育的支援
- ⑨ その他利用児童の健全育成上必要な活動

(4) 対象児童

対象児童は、市内の小学校に就学する児童で、保護者の就労等の理由により、継続的に保護者の保護を受けることができない児童。

(5) 定員

たじっこクラブ（育成事業の実施単位をいう。以下「クラブ」という。）には、それぞれの施設において、安全に育成事業が実施できる児童数としての定員を定めているため、原則定員を超える受け入れはできない。

しかしながら、利用の申込みに係る児童の数が、定員を超える場合、教育委員会がたじこクラブの実施について支障がないと特に認める場合においては、当該定員を超える児童に利用させることができる。

(6) 実施時間

- ア 基本登録 平日：放課後～午後5時00分
休業日：午前8時30分～午後5時00分
- イ 延長登録 平日：放課後～午後7時00分
休業日：午前7時30分～午後7時00分

〈注〉気象警報等の発令など、教育委員会が必要と認めたときは、実施時間を変更することができる。

(7) 実施日

育成事業は、次に掲げる日以外の日において実施する。

- ア 日曜日
- イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ウ 年末年始（12月29日から1月3日まで）

〈注〉実施日及び実施時間以外に行う活動は、原則本委託事業の範囲外となる。

(8) 利用負担金

ア 利用負担金

① 基本登録

通年利用：3,000円/月（8月のみ6,000円）

夏休み：当該年度の実施日数×日割（7月分120円、8月分240円）

② 延長登録

通年利用：6,000円/月（8月のみ12,000円）

夏休み：当該年度の実施日数×日割（7月分240円、8月分480円）

教育委員会は、利用負担金を2ヶ月以上滞納した場合、その児童の利用の決定を取り消すことができる。

育成事業は、市からの委託料の範囲内で実施するものとし、運営法人が育成事業を行うために利用者に費用の負担を求めてはならない。

イ その他経費（実費相当分）

育成事業に要する経費以外の経費（おやつ代、教材費等）については、実費相当分として利用者から徴収することができる。ただし、利用者から徴収する場合には、受託事業者のみで判断せず、利用者へ説明を行い、理解を得ること。

【実費相当分の例】

●定例（毎月徴収するもの）

- ・おやつ代
- ・教材費（児童一人ひとりに対する材料費、消耗品費、ドリル・プリント作成費等）

●定例外（その都度徴収するもの）

- ・行事に要する費用（懇談会、クリスマス会、お別れ会、遠足等の行事に伴う会場使用料、バス借上料、食材費、材料費、景品代等）
- ・保護者会費（保護者会や役員会等で保護者会が主体となって行うものに要する費用）
- ・実費徴収に係る口座振替手数料
- ・受託事業以外の事業（実施日及び実施時間以外に行う事業）に伴う人件費（放課後児童支援員分）

ウ 利用負担金の減免

利用者からの申請により、生活保護世帯は全額、市町村民税非課税世帯については、2分の1の減免措置を行う。

（9）運営形態等

クラブの運営形態は、公設民営方式とする。

法人は、教育委員会との委託契約に基づき、育成事業を実施する。

（10）管理監督・指導

クラブの適正かつ円滑な運営を期するため、教育委員会は法人及びクラブに対し管理監督・指導を行い、法人及びクラブはこれに従う。

2. 放課後児童支援員に関すること

（1）放課後児童支援員（以下支援員）としての役割

支援員は、「多治見市子どもの権利に関する条例（平成 15 年9月 25 日条例第 27 号）」を遵守するとともに、以下について留意して児童の健全育成を図る。

- ① 体罰等、子どもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止
- ② 保護者との対応・信頼関係の構築
- ③ 個人情報の慎重な取扱いとプライバシーの保護
- ④ 支援員としての資質の向上
- ⑤ 事業の公共性の維持

（2）支援体制

放課後児童支援員等の配置は以下のとおりとする。以下の内 1 名は放課後児童支援員を配置する。また、1 校に 1 名以上正職員を配置する。

なお、障がい児（発達障害を含む）やアレルギーのある児童を受け入れる場合にあっては、すみやかに受け入れ体制を整える。

利用児童数※	支援員等の数
～19人	2人以上
20～35人	3人以上
36～50人	4人以上
51人～	5人以上

※利用児童数については、登録児童数ではなくクラブに出席してきた児童の数とする。

（3）支援員の資格等

① 放課後児童支援員

多治見市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める規則 第8条 第3項の各号のいずれかに該当する者

② 補助員

子育て経験者、あるいは子育て支援に意欲のある者

(4) 支援員研修

支援員は、児童の健全育成を図るために自らが果たす役割が大変重要であることを自覚し、常に向上心を持つとともに、支援員の専門性の向上を目的とした研修を受講する。また、障がい児（発達障害を含む）を受け入れる場合は、障がい児に対応するための研修を積極的に受講する。

3. コーディネーター（学童保育教育指導員）に関すること

コーディネーター（学童保育教育指導員）の役割

- ① 学校、地域、保護者との調整
- ② 行政機関との調整
- ③ クラブ内での教育的な支援
- ④ 地域ボランティア（講師・見守り）の発掘・・・など

4. 利用手続き等に関すること

(1) 募集案内

新年度の募集に関しては、市の広報・HPに掲載する。また、各クラブにおいては、小学校、幼稚園、保育園等関係機関に、広く周知する。

(2) 利用手続

クラブの利用を希望する保護者は、直接又はクラブを通じて、申請書、誓約書、就業証明書等を、教育委員会へ提出する。

また、利用にあたっての注意事項等を周知するため、事前に保護者に対し、利用説明会を行うこと。なお、利用説明にあたっては、登退所方法、連絡方法、持ち物、非常時の対応、利用負担金の納入方法等が記載された説明書等を配布し、わかりやすく説明する。

(3) 利用決定

利用決定は教育委員会が行う。利用を決定した場合は、利用決定通知書にて保護者に通知する。募集期間終了後に申込みがあれば、その都度利用決定する。

(4) 利用要件

児童が市内の小学校に就学しており、保護者が次の各号のいずれかに該当すること。

ア 就労

児童の保護者等が日中居宅外で常に就労しているため、又は日中居宅内で常に家事以外の就労をしているため、その児童の保護に当たることができないと認められる場合

- ① 通年利用の要件（以下の要件を全て満たしていること）

- ・15日／月以上勤務（内職の場合は20日／月）
- ・4時間／日（内職の場合は6時間／日）
- ・15時以降まで勤務していること

<注>新1年生のみ5月末までの利用に限り14時以降でも可

② 夏休み利用の要件

- ・60時間／月以上（内職も同様）就業していること

イ 疾病等

児童の保護者が長期的、継続的な疾病により、その児童の保護に当たることができないと認められる場合

<注>長期的とは、概ね3ヶ月以上

<注>疾病を要件とする場合は、医師の診断書等が必要となる。

ウ 求職

児童の保護者が日中求職のために常に外出しているため、その児童の保護に当たることができないと認められる場合。または、就労の準備のため、職業訓練学校等へ通学している場合

<注>求職を要件とする場合の利用期間は申請日より2ヶ月間とする。

<注>職業訓練学校等へ通学する場合は、学校へ通学している期間及び卒業した日より2ヶ月間とする。

エ 出産

児童の保護者が出産するため、その児童の保護に当たることができないと認められる場合

<注>出産を要件とする場合、利用期間は出産予定日前2ヶ月間、出産日後3ヶ月間とする。

オ 看護（介護）

長期にわたり疾病等のある親族があり、児童の保護者が常時看護（介護）に従事しているため、その児童の保護に当たることができないと認められる場合

カ その他

保護者に係る事情により、育成事業の利用が必要と認められる場合

（5）利用決定

利用決定は、教育委員会が行う。利用を決定した場合は、利用決定通知書にて通知する。

通年利用と夏休み利用は、それぞれ別に定員を設定し、同時期に募集する。（<注>両方を同時に申込みすることはできない。）

利用申込み児童がクラブの定員を超えるときは、多治見市たじっこクラブの利用についての決定の基準を定める要綱により利用者を決定する。

この場合において、当該優先度を示す指数が同一のときは、抽選等の方法により決定する。募集期間終了後に申込みがあればそれぞれの利用枠の範囲内で申込み順に利用決定する。

(6) 年度途中の利用決定について

年度途中であっても、定員に空きがあれば、利用決定することができる。その場合の申込み受付期間は利用希望日の前月の初日から利用日の1週間前まで（1週間前以後でもクラブで受け入れが可能となる場合を除く）とする。

5. 施設に関すること

(1) 実施場所

施設の実施場所は、原則、小学校内の余裕教室等とする。ただし、余裕教室等の活用ができない場合や、学校敷地内において施設敷地が確保できない場合は、他の公共施設で実施する。

なお、土曜日などで利用児童数が少ない場合、他の小学校区のクラブを利用できる。ただし、その場合は、受託事業者のみで判断せず、保護者の了承を得るとともに、担当課と協議を行うこと。

(2) 施設の基本的経費の負担

施設運営にかかる光熱水費等の基本的経費については、定額または使用量・使用時間に応じた使用料をクラブもしくは、運営法人において負担する。

(3) 修繕、備品購入等

施設の修繕及び備品類の購入等について、基本的には教育委員会で対応するため、事前に担当と協議を行うこと。担当課が必要と認めないもの、軽微なもの（3万円以下）についてはクラブで対応する。

6. 事業の管理・運営に関すること

(1) 運営方針

家庭の代わりに日々過ごす生活の場となるクラブを、保護者や児童が安心して利用でき、かつ、クラブの運営について円滑・透明性を期するため、クラブの運営方針等を定め、利用者をはじめ広く周知すること。

(2) 事業計画

クラブ運営の理念等に基づく年間事業計画を作成し、子どもたちの心と体の健全な育成に寄与できる、魅力ある事業を実施すること。

また、法人は、次年度の育成事業について、毎年3月31日（初年度は4月15日）までに年間事業計画等の下記の書類を教育委員会へ提出すること。

<提出書類>

- ・年間事業計画
- ・年間収支計画
- ・たじっこクラブ支援員名簿
- ・その他必要とする書類

(3) 傷害保険の加入、事故やけがへの対応

不測の事故等に対処するため、クラブにおいて児童及び支援員を対象とした保険に加入すること。

例) スポーツ安全保険(財団法人スポーツ安全協会)

子ども 加入区分: A1 年間掛金: 800円

おとな 加入区分: A2 年間掛金: 800円

<傷害保険 保険金額>

死亡: 2,000万円 後遺障害: 3,000万円 入院: 4,000円 通院: 1,500円

<注>事故・怪我防止、衛生管理、防災・防犯計画、緊急時の対応におけるマニュアル等を作成するとともに、利用者、関係者へ広く周知する。なお、事故の発生時には速やかに教育委員会へ報告するとともに、その後の対応について必ず報告する。

(4) 気象警報等発令時の対応

気象警報等(暴風・大雨・洪水・大雪・東海地震注意情報)発令時の対応方針は、次のとおりとする。

すべての警報を対象とする

- 警報が発令されている間は、育成事業は実施しない。
- 午前中(正午まで)に警報が解除された場合のみ午後2時より育成事業を実施する。ただし、保護者が安全に送迎できる場合に限る。
- 登校後に警報等が発令された場合、原則保護者による引き取りとなるため、小学校から直接たじっこクラブへの引き取りは行わない。

【参考】

(警報等が発令された場合の小中学校での対応)

- ①午前7時00分に警報等が発令されている場合は、その日は休校とする。
- ②登校後に警報等が発令された場合は、原則保護者による引き取りを依頼する。
- ③引き取りには保護者自身の安全にも留意するように連絡して、引き取りまでは学校で保護する。

(5) 事業報告

年度終了後、次年度5月末日までに年間事業報告等の必要書類を教育委員会へ提出すること。

<提出書類>

- ・年間事業報告
- ・年間収支報告
- ・会計監査報告
- ・自己評価表
- ・その他必要とする書類

(6) 関係機関との連携

クラブの円滑な運営には学校との連携が不可欠であることから、日頃から連携を密にすること。また、地域の行事等に参加するなど、地域との連携強化も推進すること。

(7) 予算・会計

受託法人は、クラブの運営にかかる経費について、すべて予算計上し管理するとともに、細心の注意のもとに適正な執行に努めること。また、複数のクラブにおいて事業を実施する法人は、可能な限りクラブごとで会計管理するものとし、予算・決算等に関する書類をクラブ単位及びクラブ全体分を整備すること。

- ① 予算は単年度会計とする。
- ② 過大な余剰金を発生させないよう適切に運営すること。
- ③ 財政安定化基金や、特定の目的のための基金を設立することができる。
- ④ 予算・決算等における会計処理のルールを規約に明示するなど透明性を担保すること。
- ⑤ 教育委員会から提示の要求があった場合には、実費相当分に係る経費についても提出できるように整備しておくこと。
- ⑦ 随時予算執行状況を保護者に公開できるように整備する。

(8) 保護者との情報交換

クラブは、運営に当たり、保護者への情報提供の手段として「おたより」などの発行を行う。また、定期的にアンケートをするなどして保護者の意見を集約し、可能な限り運営に反映させ、良好な関係を構築するように努める。

(9) 個人情報の適切な管理

クラブは、運営に当たり、児童の家庭状況などの個人情報を取り扱うことから、個人情報の重要性を認識し、漏洩することのないよう細心の注意のうえ適切な管理を行う。

7. その他

(1) 苦情処理

クラブへの苦情に関する対応は、法人及びクラブで対応するものとし、その対応にあたっては、苦情処理体制（苦情窓口）を構築し、利用者の立場に立った誠意ある対応を速やかに実施する。また、苦情事案の発生及びその対処について速やかに担当課に報告する。

なお、多治見市における苦情処理体制は、以下のとおりとする。

- ① 苦情処理責任者：たじっこクラブ所管課長
- ② 苦情受付担当者：たじっこクラブ担当者

(2) 安全対策等

事故・怪我防止、衛生管理、防災・防犯計画、緊急時の対応におけるマニュアル等を作成するとともに、利用者、関係者へ広く周知する。なお、事故の発生時には速やかに担当課へ報告するとともに、その後の対応について必ず報告する。

(3) 送迎について

- ① 登所は、学校から直接クラブへ来るか保護者等が送ってくる。
- ② 児童のみでクラブの活動場所から外出させない。

<注>塾や習い事の教室等から児童のみでクラブに登所したり、クラブの実施時間中に塾や習い事等に行くために児童のみでクラブを抜けまた戻ってくる（いわゆる中抜け）はできない。

【参 考】

たじこクラブ利用児童決定の優先順位について

(1) 利用児童決定の優先順位

①学年の低い児童

②学年が同じ場合には、保護者の別表による指数（別表①+別表②）の合計の高い児童

※対象児童の虐待等特別な事情のある場合は、上記とは別に優先します。

(2) 同一小学校内に複数クラブがある場合に配慮する事項

- ・ 学年ごとの人数割合
- ・ 障がい児等配慮の必要な児童の配置
- ・ 前年度と同じクラブを利用すること
- ・ 兄弟姉妹が同じクラブを利用すること
- ・ その他クラブの運営上必要な措置

別表①

保護者又は家庭の状況			点数	
居宅外労働	事業所に雇用されている者	勤務時間が1日7時間30分以上	10	
		勤務時間が1日6時間以上	7	
		勤務時間が1日4時間以上	6	
	自営	本人が主たる従事者である者	9	
		主たる従事者である家族に協力して従事している者	7	
就労先は確定していないが求職中の場合			4	
居宅内労働	自営	本人が主たる従事者である者	8	
		主たる従事者である家族に協力して従事している者	6	
	内職	従事時間が1日7時間30分以上	5	
		従事時間が1日6時間以上	4	
妊娠・出産	産前2か月以内から産後3か月以内まで		10	
疾病	入院	概ね3か月以上の入院		10
	居宅療養	常時臥床	医師が長期加療を要すると診断した者	10
		精神性疾患	医師が長期加療を要すると診断した者	8
		一般療養	比較的軽症であるが定期的に通院を要する者	6
障害等	身体障害者手帳1級若しくは2級、療育手帳A1若しくはA2又は精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを所持する者		10	
	身体障害者手帳3級、療育手帳B1又は精神障害者保健福祉手帳2級のいずれかを所持する者		7	
	身体障害者手帳4級、療育手帳B2又は精神障害者保健福祉手帳3級のいずれかを所持する者		5	
看護・介護	常時親族の看護又は介護に当たっている者		7	
その他	保護者が学生、就労のための専門学生等の場合	ひとり親家庭又は両親のいない家庭	7	
		その他	5	

別表②

保護者、家庭又は児童の状況		点数
ひとり親家庭又は両親のいない家庭		15
65歳以上の保護者がいる家庭		5

生活保護を受給している世帯		5
対象児童の保護者でなく、介護又は看護を必要としない65歳未満の祖父又は祖母が対象児童と同居している場合		-5
パート、自営業、内職等	1月の平均就労日数が20日	-1
	1月の平均就労日数が15日から19日まで	-2
対象児童が次のいずれかに該当する場合		3
(1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する場合 (2) (1)と同様の状態である旨の医師の診断書等を提出した場合		

備考

1 年齢は、育成事業の利用希望日の前日における年齢とする。

2 同居とは、同一の住宅（同一の地番に所在する住宅（集合住宅を除く。）を含む。）に居住することその他生活の本拠を共にすることをいう。

<注>保護者とは、親権を行うもの又は後見人その他の者で対象児童を現に監護する者であり、後見人その他の者が複数いる場合には、当該対象児童と生計を維持する程度の最も高い者とする。

【参 考】

多治見市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める規則
(職員)

第8条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

(1) 保育士の資格を有する者

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業者等」という。）であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの

(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者

(7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの